

平成29年度版「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業者公募要領

1. 募集の要旨

米沢市では、市民や転入者に対し、くらしに役立つ情報を提供するため、市の窓口や手続き等の行政情報や地域生活情報をまとめた冊子の発行及び配布を行っている。

「米沢市くらしの便利帳（以下「便利帳」という。）」については、平成26年度に発行し、全戸配布したが、発行当時と市の状況が変化したため、新たに発行する。

なお、市民生活に役立つ行政情報を提供して市民サービスの向上を目指すとともに、官民協働の事業手法を導入して財政負担の軽減を図る。

2. 発行・配布の形態

協働発行事業者を公募し、本市が提供する行政情報と、協働発行事業者が作成する地域情報・広告を掲載する。なお、当事業にかかる費用は、協働発行事業者が負担するものとし、協働発行事業者が掲載広告料で賄う。

配布については全戸配布とし、それ以降2年間は市民課窓口にて転入者に配布する。

3. 便利帳の仕様

(1) 発行部数：35,000部（全戸配布32,700部、窓口配布2,300部）

※平成29年5月末現在の住基世帯数32,680世帯

(2) ページ数：約130ページ（企画による）

(3) 規格刷色：A4版無線綴じ、4色刷（フルカラー）

(4) 紙質：表紙：コート紙、本文：上質紙（グリーン購入適用）

(5) 編集等の要件：

① 市は行政情報をテキストデータ（一部手書き原稿あり）または画像データで提供する。

② 企画・編集・印刷・製本・全戸配布に至る一切の業務は協働発行事業者が行う。その際は市と十分協議の上、業務を行う。

③ 発行した便利帳は、市内全戸配布することで納品するものとし、残部は市が指定する場所に納品する。

④ 納品時に全ページのPDFファイルを添付する。

4. 特記事項

(1) 著作権：行政情報に関する著作権は、米沢市に帰属する。

(2) 広告：

① 広告の募集・制作は協働発行事業者が行い、その収入は協働発行事業者に帰属する。

② 掲載する広告は「米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程」を遵守する。

③ 市は広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場

合、審査の結果生じた作業にかかる費用は協働発行事業者の負担とする。

(3) 配布

- ① 協働発行事業者は、発行した便利帳を無償で全戸配布する。
- ② 協働発行事業者は、発行時に未配布の世帯から要請があったときは適宜配布を行うものとする。

(4) 費用負担

協働発行事業者は、発行及び配布に係るすべての費用を負担する。

5. 応募方法

(1) 提出書類等

公募に参加する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 企画書（様式任意）

次に掲げる項目を明記の上、それぞれに応じた企画内容を記載すること。

ア 発行部数

イ ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数）

ウ 刷色

エ 規格

オ 紙質

カ 製本

キ 掲載予定の市民に役立つ地域情報案

ク 掲載予定の広告案

ケ 独自の提案内容等

コ 配布までのスケジュール

サ 当該事業の収支予算書（広告収入見込みと印刷発行、配布経費の見込み）

② 会社概要等

③ 「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業者申請書（様式－1）

④ 経営状況調書（様式－2）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式－3）

⑥ 納税証明書（所在地の法人市民税、固定資産税・都市計画税）

(2) 提出部数

① 及び②は各10部。③～⑥は各1部

（企画書には、会社名、代表者名を記入し、1部には代表者印を押印すること）

※提出書類等の作成に係る経費については、事業者の負担とする。

(3) 提出方法

郵送または持参により、米沢市秘書広報課へ提出。

6. 事業者の応募資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、山形県内に本社または支店・営業所を有すること。ただし、次の事項に該当する場合は除く。

(1) 市税などに滞納がある事業者

(2) 国や地方公共団体において入札参加の指名停止の措置を受けている事業者

(3) 会社更生手続中または民事再生手続中の事業者

- (4) 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触する事業者
- (5) 「米沢市が行う事務または事業からの暴力団排除の推進に関する要綱」による暴力団排除措置の対象となる事業者
- (6) その他協働発行事業者として適当でないと市長が認める事業者

7. 協働発行事業者の選定

応募事業者から提出された企画書等に基づいて、採点表により審査を行うものとする。審査委員が採点し、最も得点が高い事業者を協働発行事業者として選定する。

審査期間： 開始 平成29年8月21日（月）午前10時
 終了 平成29年8月24日（木）午後3時

8. 協定の締結

本市と選定された事業者とは、便利帳の発行・配布に関する協定を締結する。

9. スケジュール

- ・受付期間：平成29年8月1日（火）から平成29年8月18日（金）まで
- ・協働発行事業者審査・決定：8月24日（木）
- ・協定書締結：8月28日（月）
- ・行政情報取りまとめ・広告募集：8月28日（月）～9月27日（水）
- ・入校作業：9月28日（木）～10月5日（木）
- ・編集作業：10月6日（金）～11月2日（木）
- ・第1回校正作業（広告確認）：11月6日（月）～11月24日（金）
- ・編集作業：11月27日（月）～12月8日（金）
- ・第2回校正作業：12月11日（月）～12月22日（金）
- 編集作業：12月25日（月）～1月12日（金）
- ・校了作業：1月15日（月）～1月26日（金）
- ・印刷製本：1月29日（月）～3月2日（金）
- ・市へ納品：3月5日（月）
- ・全戸配布：3月5日（月）～3月30日（金）

10. 公募に関する問合せ・企画書等の提出先

〒 992-8501

山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市企画調整部秘書広報課
広報広聴係

T E L 0238-22-5111 （内線3005）

F A X 0238-24-4540

Eメール hisyo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp